

---

---

平成30年大和町議会9月定例会議会議録

---

---

平成30年9月14日（金曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	産業振興課長	文屋隆義君
副町長	浅野喜高君	都市建設課 参事	江本篤夫君
教育長	上野忠弘君	上下水道課長	熊谷実君
代表監査委員	櫻井貴子君	会計管理者 兼会計課長	三浦伸博君
総務課長	後藤良春君	教育総務課長	小川晃君
まちづくり 政策課長	千葉正義君	生涯学習課長	櫻井和彦君
財政課長	千坂俊範君	総務課 危機対策室長	蜂谷祐士君
税務課長	千葉喜一君	税務課 徴収対策室長	遠藤秀一君
町民生活課長	村田良昭君	農業委員会 事務局長	大塚弘志君
子育て支援 課長	内海義春君	公民館長	阿部昭子君
保健福祉課長	櫻井修一君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野義則	議事庶務係長	本木祐二
次長	野田美沙子	主事	渡邊直人

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

決算特別委員会、審議していただきまして大変ありがとうございました。またお疲れさまでした。

それではただいまから本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番渡辺良雄君及び8番千坂裕春君を指名します。

---

日程第2「委員長報告」(平成29年度各種会計決算の審査結果について)

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成29年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長藤巻博史君。

決算特別委員会委員長 (藤巻博史君)

報告します。

今定例会において、去る9月7日、決算特別委員会に付託されました平成29年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催し、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審議した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（馬場久雄君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

---

日程第3「認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第3、認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありますか。6番門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

私は、認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

平成29年度予算の運営方針は、我が町の人口は2万8,000人台で推移をし、子育て世帯の増加など住民構成が大きく変化した中で、さまざまな地域課題を主体的に捉え、大和町第4次総合計画に基づくまちづくりを目指した予算計上がなされ、適正かつ効率的に執行されたと認めるものであります。

予算の執行に当たっては、住民の皆さん、そして私ども議員から広く意見を聞く中、適切に対処され、妥当な決算を示されたことに対し敬意を表するものであります。

平成29年度一般会計の歳入決算額は115億400万5,000円、歳出決算額は102億8,324万6,000円で、歳入歳出差引額は12億2,075万9,000円で、実質収支においても11億1,461万9,000円と黒字決算を確保しており、そのうち6億円を基金に繰り入れております。予算現額に対する執行率は96.3%で、不用額が2億4,785万4,000円となっておりますが、事業の未執行はないとのことであります。ただし、不用額については昨年よりも増額しており、補正措置等に十分考慮すべきと考えます。

本町の財政運営は、人口の増加や居住用住居の増加、企業業績の向上による法人町民税の大幅な増加により、町税収入は前年度対比16.7%増の58億328万8,000円と過去

最高の収納額となりました。適切な自主財源の確保がなされ、宮城の中核都市大和の基礎づくりを着実に進められましたことに対し、高く評価をするものであります。

さらなる本町の発展のため、本町のメリットを最大限に生かし、行政改革の推進とあわせ長期的な展望による効率、効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組み、住民と協働し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを期待を申し上げ、決算認定に賛成とするものであります。

終わります。

議長（馬場久雄君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第4「認定第2号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第4、認定第2号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第5「認定第3号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入  
歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、認定第3号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定いたしました。

---

日程第6 「認定第4号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第6、認定第4号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第7 「認定第5号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、認定第5号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。



これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第8「認定第6号 平成29年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第8、認定第6号 平成29年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第9「認定第7号 平成29年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第9、認定第7号 平成29年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第10「認定第8号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算の認定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第10、認定第8号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第11「認定第9号 平成29年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第11、認定第9号 平成29年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第12「認定第10号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第12、認定第10号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第13「認定第11号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、認定第11号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第14「認定第12号 平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第14、認定第12号 平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第15「議案第63号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第15、議案第63号 平成30年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、平成30年9月14日提出の議案書、1ページをお願いしたいと思います。  
あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書4号につきましてもご準備をお願いしたいと思います。

議案第63号、平成30年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を107億7,531万9,000円といたすものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いします。

初めに歳入でございます。20款1項1目繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。歳入歳出見合いで追加計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長（阿部昭子君）

続きまして、歳出につきましては、9款4項2目公民館費の19節負担金補助及び交付金がありますが、町連合青年団の全国大会出場に係ります補助金17万7,000円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第63号 平成30年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。  
これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16「議案第64号 平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備  
工事請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第64号 平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事請負契約  
についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事（江本篤夫君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の議案第64号関係資料のご準備をお願いいたします。

議案第64号 平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事請負契約についてで  
ございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条  
第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。本件  
につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから議会の議決をお願い  
するものでございます。

1. 契約の目的につきましては、平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事  
でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては4,946万4,000円でございます。うち消費税が366万  
4,000円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町宮床字新小路61番地、株式会社吉田工務

店でございます。

それでは、別冊の議案第64号関係資料をお願いいたします。

こちらの説明資料に基づきましてご説明をしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

1 ページをお開き願います。

初めに入札の状況についてであります。1. 入札参加資格としまして、(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと、(2) 平成29年・30年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項を全てに該当するものであることとしております。①宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止を受けていないこと、②建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、③工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、④宮城県内に本社または営業所等を有すること、⑤大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付けがB級以上(総合評点値(P)が700点)以上であることといたしました。

次に、2. 入札方法でございます。(1) ダイレクト型一般競争入札とする、(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする、(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。募集の結果、3者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。(1) 入札調書であります。平成30年8月22日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は6,343万円、低入札調査基準価格は5,432万円であり、入札の結果、第2順位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。(2) この結果を受けまして、平成30年8月27日に、第1順位の株式会社吉田工務店から積算内容等につきまして事情聴取を行い、8月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能かどうかの審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては、審査した結果契約どおりの履行が可能と判断し、株式会社吉田工務店を落札者に決定し8月31日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

契約の内容であります。請負金額は4,946万4,000円で、消費税を除いた金額が4,580万円であります。契約相手方は、黒川郡大和町宮床字新小路61番地、株式会社吉田工務店であります。

次に、事業の概要であります。1. 施工場所につきましては、大和町杜の丘地内、  
2. 完成工期は平成31年3月25日を予定しております。3. 工事概要につきましては、杜の丘1号公園としましては、ブランコ設置1基、鉄棒設置1基、砂場設置1カ所、暗渠側溝70メートル、張芝工2.5平米でございます。杜の丘2号公園としましては、高木伐採工59本、水路護岸移動・再設置120個、水路護岸取壊66個、地被類植栽工800株、アスファルト舗装工259.6平米、枕木舗装（公園出入口）2カ所、種子散布工460平米、ロックガーデン花壇5カ所、車止め10基、公園注意看板2基でございます。杜の丘3号公園としましては、高木伐採工106本、水路護岸移動・再設置192個、水路護岸取壊258個、巨石削岩撤去・砕石利用45個、地被類植栽工1,280株、アスファルト舗装工841平米、枕木舗装（公園出入口）2カ所、ロックガーデン花壇8カ所、車止め12基、公園注意看板2基であります。

次に、3ページにつきましては、各公園の位置図でございます。

続きまして、4ページの図面をお開き願います。

こちらの図面は、杜の丘1号公園の整備計画平面図であります。図面のカラー着色部分が今回の整備をする箇所でございます。

5ページの図面をお開き願います。

こちらの図面は、杜の丘2号公園の整備計画平面図であります。こちらも同様にカラー着色部分が今回整備する箇所でございますが、主なものとしましては、既存水路の埋め立てによる園路の整備を図るものでございます。

6ページの図面をお開き願います。

こちらの図面は、杜の丘3号公園の整備計画平面図であります。こちらもカラー着色部分が今回整備する箇所でございますが、主なものといたしましては、既存の池跡及び水路の埋め立てを行い園路の整備を図るものでございます。

以上が平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、議案第64号 平成30年度杜の丘1号・2号・3号公園整備工事請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（馬場久雄君）

日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、諮問第2号でございますが、議案書の4ページ、議案説明資料につきましてもごらんいただきたいと思えます。

諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてでございます。下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町杜の丘三丁目、氏名、北澤明敏氏でございます。

それでは、別冊の資料1ページをごらんいただきたいと思えますが、北澤氏の学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございます。推薦の理由でございますが、平成30年12月31日付で人権擁護委員宇野ふみ子氏が任期満了を迎えるところでございますが、本人より再任辞退の申し出がございまして、後任の人権擁護委員といたしまして法務大臣に推薦いたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

北澤氏には、昭和45年に航空自衛隊に入隊され、平成17年に定年退職されるまで長きにわたってのヘリコプターによる救助隊員として危険な業務に従事され、第一線で



活躍されておりました。また、剣道スポーツ少年団の指導者として地域活動に参加された経験もお持ちの方でございます。地域住民の皆さんからの信頼も厚く、今後も地域社会のために貢献したいというお気持ちを持っておられますので、これまでの豊富な知識と経験を生かしてご活躍いただける方として今回推薦いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。

午後 3 時 4 2 分 休 憩

午後 3 時 4 3 分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

---

日程第 1 8 「諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 18、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書の 5 ページ、あわせて議案説明書の 2 ページをご参照いただきました

いと思います。

諮問第3号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町鶴巣北目大崎、氏名、八島勇幸氏でございます。

説明資料をごらんいただきたいと思います。八島氏の学歴、経歴等につきましては記載のとおりでございます。推薦の理由でございますが、平成30年12月31日付で人権擁護委員千坂裕子氏が任期満了を迎えるところですが、本人より再任辞退の申し出があり、後任の人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

氏は昭和47年に大和町役場に入庁し、平成26年に定年退職され、平成28年の再任用任期満了となるまで、町のため、町民のために尽力してこられました。地域住民からの信頼も厚く、人権擁護につきましても関心をお持ちの方でございます。今後さらに地域におきまして貢献したいというお気持ちを持っておられますので、これまでの豊富な知識と経験を生かしてご活躍いただける方として今回推薦いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

午後3時46分 休憩

午後3時47分 再開

議長（馬場久雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

---

日程第19「同意第1号 教育委員会委員の任命について」

議長（馬場久雄君）

日程第19、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

同意第1号でございますが、議案書の6ページ、あわせまして説明資料3ページもごらんいただきたいと思います。

同意第1号でございます。教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町宮床、氏名、鎌田和男氏でございます。経歴等につきましては記載のとおりでございますが、推薦の理由といたしまして、鎌田氏につきましては、平成30年9月30日に教育委員の任命任期満了を迎えるために、再任につきまして今回議会の同意を求めるものでございます。

鎌田氏は、昭和52年に千葉大学を卒業後、雄勝町立桑浜小学校を皮切りに教壇に立たれ、仙台市立川平小学校の教頭を経て、仙台市立遠見塚小学校校長、仙台市立将監中央小学校校長を歴任されました。常に教育現場の第一線で活躍され、その豊富な教育経験は大和町の教育行政の振興に大きく貢献していただけるものと期待をし、教育委員として任命しようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に17番中川久男君及び1番千坂博行君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

立会人の方、異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

17番中川久男君及び1番千坂博行君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

---

---

日程第20「同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第20、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第2号でございますが、議案書の7ページ、説明資料の4ページをお願いいたします。

同意第2号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてでございます。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町落合相川、氏名、澁谷久一氏でございます。

説明資料をごらん願います。学歴、職歴、役職歴等につきましては記載のとおりでございます。

選任の理由でございますが、平成30年9月30日に任期満了を迎えます犬飼 勇氏の後任として、今般議会の同意を求めるものでございます。

澁谷氏は、昭和43年3月に宮城県立黒川高等学校を卒業後、大和町役場に入庁し、平成22年に定年退職されるまで、町のため、町民のために尽力してこられました。在職中には、平成17年4月から3年間にわたり税務課長を務めたほか、退職後は大和町民生委員と多くの役職を務めるなど、その豊富な知識と経験は職務遂行に当たり公正公平なる審査をいただけるものと考え、固定資産評価審査委員会委員として選任するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番今野信一君及び3番犬飼克子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

立会人の方、異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番今野信一君及び3番犬飼克子さん、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 16票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第21「委員長報告（請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書）」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第21、委員長報告（請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長大須賀 啓君。

総務常任委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは、総務常任委員会に付託されました請願の審査報告を申し上げます。

本委員会は、平成30年6月8日付託されました請願について、審査した結果、別紙のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

請願受付、平成30年5月24日、紹介議員、藤巻博史議員。請願者は、宮城県商工団体婦人部協議会会長菅原恵美子氏、仙台民主商工会婦人部部長大竹康子氏の連名であります。件名は、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書です。

審査の結果、不採決とすべきものと決定しました。

審査の経緯といたしましては、平成30年6月8日、6月定例議会において総務常任委員会に付託されました。平成30年8月2日、請願者及び紹介議員より請願の趣旨について説明を受け、意見を聴取しました。その後、委員会で請願内容について協議を行いました。平成30年8月24日、請願内容をより慎重に協議するため、中小業者の確定申告を指導する各種団体の意見を聴取し審査し、委員長報告について協議を行いました。平成30年9月5日、再度委員会を開催し審議を行い、9月定例会議の委員長報告について確認を行いました。

委員会の意見であります。平成30年6月8日に付託された本件については、本委員会において請願者及び紹介議員から意見を聴取し、また中小業者の確定申告時に指導する団体であるあさひな農業協働組合、くろかわ商工会の担当職員の説明を聞き、これらを参考に慎重に審議をいたしました。

本請願の内容は、確定申告の白色申告においても青色申告同様に中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める内容であります。

委員会の意見。中小業者を支える家族従事者の働き分（自家労賃）は、所得税法第56条において必要経費として認めておらず、配偶者で86万円、その他の家族で50万円というわずかな額が事業主の所得から控除として認めているのみであるが、同法第57条で青色申告にすれば給与を必要経費とすることが認められております。

請願の青色申告と白色申告を分け隔たりなく自家労賃を必要経費として認めてほしいとの内容は理解するが、青色申告は、納税者みずからが正確に所得金額を算定するため、適正な申告と的確な帳簿の作成を機能的に結びつけた制度であります。その特典として、正規の帳簿の原則による記帳を行っている者は65万円の特別控除と、正規の帳簿の原則に該当しないが簡易な簿記による記帳を行っている者は10万円の特別控除があり、白色申告においても特別控除はございませんが、限度額はあるものの事業経費（専従者控除）として認めており、どちらの申告を選択するかは申告者が決定するものであります。

よって、制度を理解し申告することが望ましいことから不採択と判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委員長報告（請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書）を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕



起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第22「議員の派遣について」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり追加で議員を派遣することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長（馬場久雄君）

異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、追加派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年大和町議会9月定例会議を散会とし、休会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後4時18分 閉 会